

# 参考資料 1. アフリカ豚熱とは

## ■ 原因（病原体）

- アフリカ豚熱ウイルス（African swine fever virus）
- 罹患した豚や野生イノシシ（死体含む）との接触等により感染。

## ■ 宿主

- 豚、イノシシ **※人には感染しない。**

## ■ 分布

- アフリカ、欧州の一部（ロシア及びその周辺国、東欧）のほか、平成30年8月にアジアで初めて中国で発生して以降、日本を除く**アジア全域に感染拡大。**  
**※日本では未発生。**

## ■ 症状等

- 突然死や急性～慢性の症状、無症状等の幅広い病態を示す。  
豚熱に酷似するが、**より致死率が高い傾向。**  
**※有効なワクチンや治療法はない。**
- 発生すれば**養豚業に甚大な影響。**  
(※中国では、本病発生により、豚の飼養頭数が約4割減少し、豚肉価格が大幅に高騰。)
- **肉製品において、他のウイルスよりも極めて長い時間残存。**



【全身の出血性病変、チアノーゼ】

(出典：Veterinary school of Barcelona, Spain  
Centro de Vigilancia Sanitaria, Veterinaria, Spain)

肉製品におけるアフリカ豚熱残存性

品目	アフリカ豚熱残存期間
加熱調理した肉（70℃で30分以上）	0日
内臓	105日
<b>冷蔵肉</b>	<b>110日</b>
塩漬け肉	182日
乾燥肉	300日
<b>冷凍肉</b>	<b>1,000日</b>

(出典：Beltran-Alcrudo et al,2017)

## 参考資料 2. 国際獣疫事務局陸生動物衛生基準

国際獣疫事務局 (WOAH) 陸生動物衛生基準の第 15.1.7 条及び第 15.1.4 条第 2 項に従えば、ASF 清浄性ステータスの回復の条件は以下のとおり :

### 第 15.1.7 条 清浄性ステータスの回復

最後の発生施設での消毒から 3 か月が経過した後、以下の事項を示す宣言を提出する必要がある :

- ・ 殺処分が実施されたこと及び感染の疫学情報において、ダニの関与が疑われる又は分かっている場合には、感染施設において、2 か月間、おとり豚を使用すること。
- ・ 第 15.1.31 条に沿ったサーベイランスが実施され、陰性結果である。

それ以外については、第 15.1.4 条第 2 項が適用される

### 第 15.1.4 条第 2 項 全てのブタ科動物の清浄

以下の事項を満たす必要がある :

- a. 飼養及び野生の豚科動物のサーベイランスが 3 年間実施されていること。
- b. 過去 3 年間に於いて、ASF の感染事例がないこと。ただし、Ornithodoros 属のダニの存在又は関与の証拠が無いことをサーベイランスが証明するときは、この期間は 12 か月まで短縮できる。
- c. ブタ科動物由来製品については、ASF 章の関連条項に沿って、輸入されていること。(※)

(※) ASF 章は、ブタ科動物由来製品の輸入について、ASF 清浄国・地域からの輸入や ASF 非清浄国・地域からの輸入にあつては、ウイルスの不活化処理 (加熱等) がされたもののみ輸入することを求めている